

ひとりで 悩まないで!

—大切なのは、誰かに相談することです—

人権福祉センターは社会福祉法に基づく福祉施設で、相談支援業務を中心に事業を展開しています。人権に関わることはじめ、生活上のさまざまな相談をお受けし、人権福祉センター職員や専門相談員（カウンセラー・弁護士など）が問題解決のための支援を行っています。

相談無料・秘密厳守

きりとり※携帯用としてご使用ください。

◆各鳥取市人権福祉センター◆

- ・中央人権福祉センター湖南分館 ☎ (0857) 54-0131
- ・高草人権福祉センター ☎ (0857) 24-1763
- ・江山人権福祉センター ☎ (0857) 53-1542
- ・南人権福祉センター ☎ (0857) 53-0412
- ・西人権福祉センター ☎ (0857) 27-1064
- ・国府人権福祉センター ☎ (0857) 27-4774
- ・河原人権福祉センター ☎ (0858) 85-0135
- ・用瀬人権文化センター ☎ (0858) 87-2447
- ・佐治人権福祉センター ☎ (0858) 88-0806
- ・気高人権福祉センター ☎ (0857) 82-3363

ひとりで悩まないで!

—大切なのは、誰かに相談することです—

鳥取市中央人権福祉センター(幸町151)

TEL(0857)24-8241 FAX(0857)24-8067

✉ jin-chuo@city.tottori.lg.jp

鳥取市人権福祉センター 人権・生活相談

—人権福祉センター職員による支援—

- ★安心して相談していただける環境で、しっかりご相談をお聴きします。
- ★相談者一人ひとりの問題に合わせて、必要なさまざまな支援を制度横断的にコーディネートし、継続的に支援します。
- ★ご希望に応じて、関係機関への同行や専門相談員へ案内します。

例えば…

相談者が聞きたいと思う事柄を上手く担当者に伝えることができない時には、聞きたい内容を確認しながら、相談者が納得のいく説明が受けられるように支援します。

例えば…

解決困難な問題を抱えたとき、あるいは長年にわたり問題が深刻化している場合、相談者の問題解決に向けた対応力が弱くなっている傾向があります。そのため、カウンセリングにより、自身の解決の方向性を考える力を引き出していきます。

—専門相談員による支援—

- ★専門相談員（弁護士・カウンセラーなど）が、問題点を整理し、解決への糸口を見出すサポートを行います。
- ★専門的な見解や助言が必要な相談に弁護士が対応します。
- ★カウンセリングによる心理的な援助を行いながら、問題解決に向けた支援を行います。

◆利用者の声を紹介します◆

- これまで色々なところで相談をしましたが、聞いてもらえていない気がして悲しくなっていました。センターで相談して気持ちが分かってもらえ嬉しかったです。（女性50代）
- 離婚して途方に暮れていた時、私と子どもたちに必要な制度を網羅して情報提供していただきました。支えてくださる存在が、力になりました。（女性40代）
- 精神的に疲れ果て限界でしたが、その都度必要なことを説明していただき、窓口にも同行していただきました。問題が一つずつ解決することに前向きな気持ちになることができました。（男性30代）

職員・人権福祉員による相談

と き：平日8時30分～17時15分の間、相談に応じています
ところ：各人権福祉センター、鳥取市人権交流プラザ（幸町151）

カウンセラー相談

と き：毎週2回
15時～17時

弁護士相談

と き：毎月1回
18時30分～20時30分

※ところ：いずれも鳥取市人権交流プラザ（幸町151）

カウンセラー、弁護士相談は、ご相談者のご希望に応じて相談予定日以外でも実施することもできますので、各人権福祉センターにお問い合わせください。

ひとりで悩まず、
まずはご相談ください！